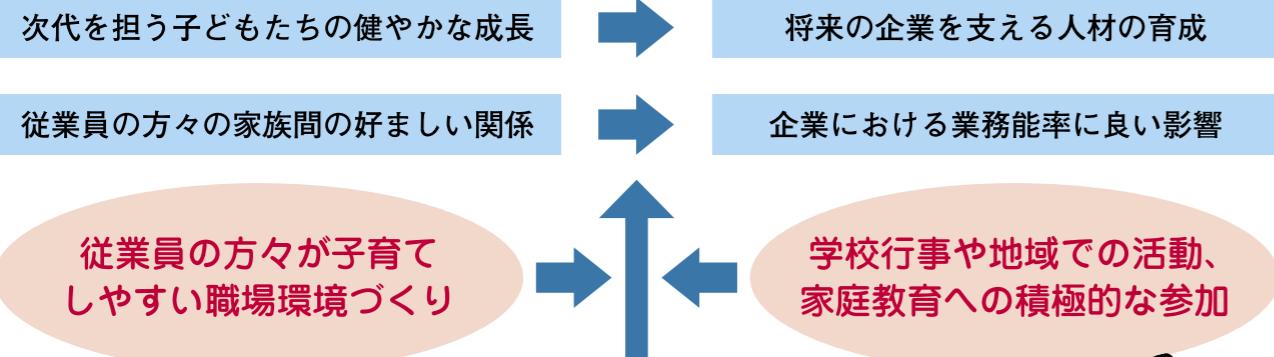


今、なぜ家庭教育の充実に企業の協力が必要なのでしょうか

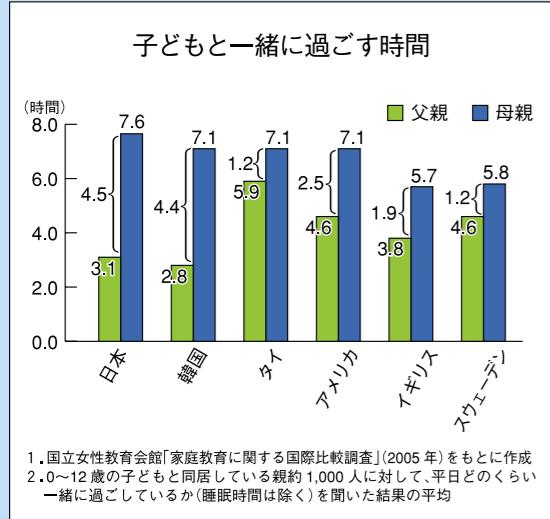
企業のイメージアップ！

企業としての社会貢献

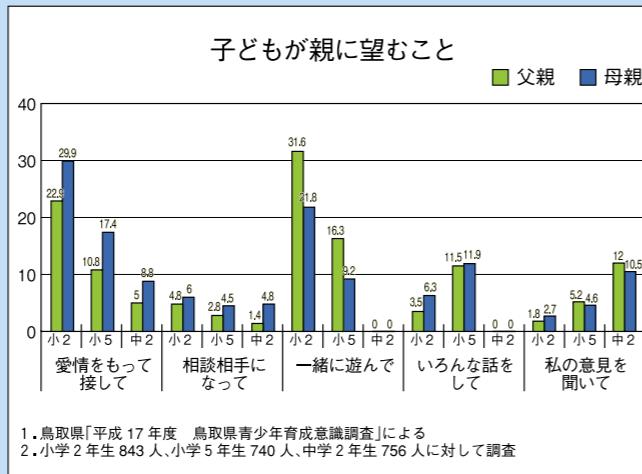


<子どもたちや家庭教育の現状>

○国際比較調査において、日本のお父さんの家庭教育参加は極めて少ないとされています。



○子どもは親に「愛情をもって接して」「一緒に遊んで」と望んでいます。



問合せ・申込み先

鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地
Tel : 0857-26-7521 Fax : 0857-26-8175
E-mail : kateichiiki@pref.tottori.jp

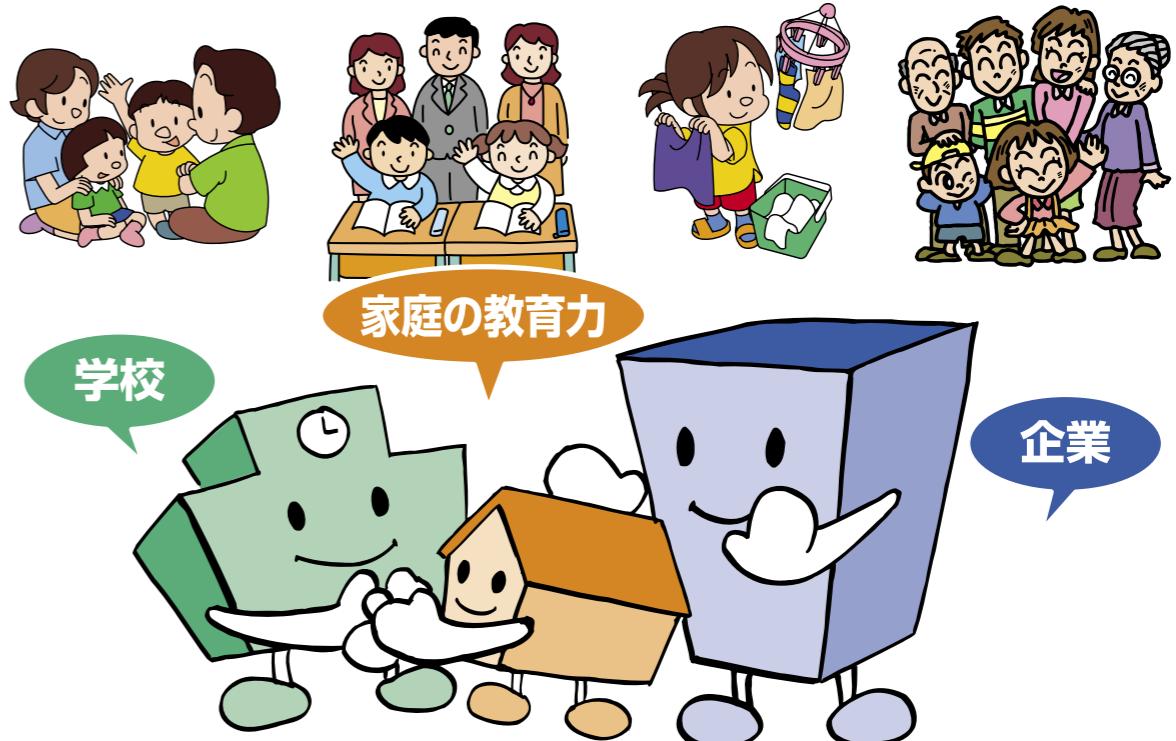
※下記鳥取県家庭教育推進協力企業制度ホームページで、協力企業の取組を紹介していますので、是非ご覧下さい。
<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyo-seido>

企業人の家庭教育参加促進啓発パンフレット

家庭教育の充実のために、 あなたの企業でも取り組んでみませんか！

「家庭教育推進協力企業」として、企業内での家庭教育支援の取組を進めてみませんか？

今、職場の力が必要です！



私たちもこの取組に協賛しています（順不同）

鳥取商工会議所、米子商工会議所、倉吉商工会議所、境港商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県中小企業青年中央会、鳥取県経済同友会、連合鳥取、社団法人鳥取青年会議所、社団法人米子青年会議所、社団法人倉吉青年会議所、社団法人境港青年会議所、社団法人東伯青年会議所、青少年育成鳥取県民会議

鳥取県教育委員会

次代を担う子どもたちを みんなの力で育てよう !!



鳥取県家庭教育推進協力企業制度とは?

- 企業(事業所及び団体を含む。以下同じ。)内で、家庭教育支援となる職場環境づくりのための取組を進めさせていただく制度です。
- 保護者である従業員が子育てしやすく、また、子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりを進めていただくことを目的としています。
- 家庭教育支援となる職場環境づくりのための取組を行う企業と鳥取県教育委員会とが協定を結び、協定を結んだ企業(以下「協力企業」という。)の取組内容を、鳥取県教育委員会が広くPRしていきます。
- 鳥取県教育委員会から協力企業へ各種情報提供を行い、取組を支援していきます。
- 協定の期間は、3年間です。(協定締結をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までです。)

協力企業となるには、どんなことに取り組めばよいのですか?

◎次の①～④に掲げる項目のうち2つ以上に取り組んでいただきます。

① 学校へ行ってみよう

参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組(例:有給休暇の取得奨励および優先取得、学校行事への参加促進の呼びかけなどの職場環境づくり、学校行事参加のための半日や時間単位の休暇制度の新設等)



小学校の
参観日風景

② 仕事を語ろう、仕事を見せよう

子どもたちによる親の職場訪問等の取組
(例:「子ども参観日」として、保護者の働いている職場を参観し、職場見学や体験等を行う)



東京印刷株(米子市)
「子ども参観日」



リコー中国株鳥取支社
(鳥取市)
「家族ふれあい参観日」

③ 子どもの体験活動をひろげよう

親子や家族で参加する自然体験活動や地域活動
(例:地域貢献活動、レクリエーション、清掃ボランティア、親睦会、社員家族会、感謝祭、自然体験等)



大山ハム株(米子市)
家族で弓ヶ浜清掃＆バーベキュー大会



④ 我が社の子育て支援

上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組及び学校や地域と連携した取組
(例:「心とからだいきいきキャンペーン」と連携した取組や家庭教育研修会、中高校生の職場体験学習の受け入れ、学校での出前授業や学校行事の支援、地域での子育て支援事業、企業独自の子育て支援策(残業時間削減と地域活動への参加を奨励、育児のための短時間勤務制度等)等)



claire(倉吉市)
美容室に絵本コーナー設置

県が行う協力企業への支援とは?

◎協力企業と相談しながら、次のような支援をします。

- 県ホームページ、県刊行物等で協力企業の取組内容の紹介
- 鳥取県教育委員会及び関係機関の刊行物に協力企業の取組内容を紹介
- 「心とからだいきいきキャンペーン」と連携した家庭教育研修会講師の派遣
- 協力企業の取組を紹介するパンフレットの作成及び県内学校や各種団体への配布及びPR活動
- 市町村教育委員会への協力企業の取組の紹介及びPR依頼
- 入札(見積)に関する優遇措置
障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱第6条に規定する優遇措置(鳥取県が発注する物品調達、役務・委託(公共工事に係るものは除く)の入札(見積)において、通常の依頼業者に協力企業1社を追加する優遇措置)

「心とからだいきいきキャンペーン」に関する取組とは、どんな内容ですか?

◎鳥取県では「心とからだいきいきキャンペーン」として、地域や家庭で、次に掲げる6つの柱を実行することで、生活リズム、社会のルールやマナーを身につけた子どもたちに育てていきましょうという取組を進めています。「④我が社独自の子育て支援」として、この6つの内容について企業ぐるみで取り組んでみてはいかがでしょうか?

- じっくり本を読もう
- 長時間テレビを見るのはやめよう
- しっかり朝ごはんを食べよう
- 外で元気に遊ぼう
- たっぷり寝よう
- 服装を整えよう

心とからだいきいきキャンペーン



◎「心とからだいきいきキャンペーン」に沿った内容や家庭教育全般についての家庭教育研修会を実施される際に、講師を県が派遣いたします。

取組についての報告が必要ですか?

- 取り組まれた後に、所定の「取組報告書」を提出していただきます。
- 「取組報告書」の内容について、ホームページや刊行物で企業名を入れて紹介します。

この制度への申込みの方法は?

◎申込書に必要事項を記入して、下記へご提出ください。
様式は、下記ホームページよりダウンロードできます。

〈様式ダウンロード先〉

<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyo-seido>
(鳥取県家庭教育推進協力企業制度ホームページ)

〈提出先〉

鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地
TEL 0857-26-7521 FAX 0857-26-8175 Email kateichiiki@pref.tottori.jp

